

京都府立医科大学附属病院における臨床研究実施方針

平成 30 年 11 月 1 日

京都府立医科大学附属病院長

京都府立医科大学附属病院は、「世界トップレベルの医療を地域に」という理念のもと、患者さんに安全で質の高い医療を提供するとともに、より優れた予防、診断、治療を開発・評価するため、以下の方針のもと、臨床研究を実施します。

- 1 研究にご協力いただく方の尊厳と人権を守ることを最優先し、すべての医師、薬剤師、看護師等の関係者が病院全体として国の法令やガイドラインを遵守します。
- 2 将来のより良い診療に繋がるよう新しい予防、診断、治療を開発・評価するとともに、他の医療機関との連携を進め、地域全体の臨床研究の推進、診療の向上に貢献します。
- 3 具体的には次のとおりです。
 - (1) 外部委員を含む研究審査委員会において倫理的・科学的に妥当と判断された臨床研究のみを附属病院長の管理・監督のもとで実施します。
 - (2) 研究にご協力いただく方の不利益が最小限となるよう最大限の配慮をするとともに、事前に十分な説明を行い、自由な意思に基づく同意をいただいたうえで、研究に参加していただきます。
 - (3) 臨床研究にご協力いただく方の個人情報を保護します。
 - (4) 適正な臨床研究の実施や研究不正の防止を図るため、外部委員を過半とする監査委員会の設置、研究倫理をはじめとする研修の実施、利益相反管理の徹底等に病院全体として取り組みます。
 - (5) 研究の成果は広く社会に還元し、地域や国民の健康増進に貢献します。
 - (6) 社会的、科学的に意義のある臨床研究が地域の医療機関において適正に実施されるよう、臨床研究の審査や実施を支援します。

以上